

(目的)

第 1 条 この規程は、室蘭福祉事業協会職員に対する被服の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(被服の貸与)

第 2 条 被服を貸与する職員の範囲、被服の種別、使用の期間及び員数は、別表のとおりとする。

2 貸与された被服（以下「被服」という。）の使用期間は、貸与した月から起算する。

3 理事長が特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用期間を変更して貸与することができる。

(貸与の時期)

第 3 条 被服の貸与は、新任者にかかわるものについてはその職務を行う期限までに、使用期限が到来したものについては使用期限が到来した月の翌月に新たに貸与する。

第 4 条 被服の貸与を受けた者(以下「職員」という。)は、職務に従事する場合において、特別な理由がある場合のほかは、当該被服を着用しなければならない。

(返納)

第 5 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者（死亡退職の場合にあつては、その遺族）は、当該被服を速やかに返納しなければならない。但し、第 4 号に該当する場合において、異動前に受けていた被服の全部又は一部が異動後の職種について貸与されることとなる被服の全部又は一部と同一のものであるときは、当該被服については、この限りでない。

(1) 使用期限が到来したとき。

(2) 退職（死亡によるものを含む。）したとき。

(3) 職務替え等により第 2 条第 1 項別表に定める職員の範囲に該当しなくなったとき。

(4) 職務替え等により、被服の貸与を受けることのできる他の職に異動したとき。

2 前項(第 1 号を除く。)の場合において、被服を返納するときは、洗浄及び補修等を行わなければならない。

(転貸与及び処分禁止)

第 6 条 職員は、被服を他人に使用させ、又は処分してはならない。

(保全の義務)

第 7 条 職員は、使用期間中は被服を正常な状態において維持、保全するとともに、その補修を自己の負担においてしなければならない。但し、当該職員の責に帰することができない理由によって生じた損傷については、この限りでない。

(亡失による義務)

第 8 条 職員は、貸与期間中に被服を亡失したときは、貸与時の当該被服の価格を使用期間の月数で除して得た額に使用期間の残余月数を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を弁償しなければならない。但し、理事長がその者の責に帰することができない理由による亡失と認めるときは、この限りでない。

(特殊な被服の貸与)

第 9 条 第 2 条第 1 項別表に掲げる被服のほか、理事長が特に必要と認めるときは、予算の範囲内で特殊な被服を貸与することができる。

(貸与の記録)

第10条 施設長は、被服の貸与簿を備え、貸与、返納等の状況を記録しなければならない。

2 施設長は、必要に応じ、被服の維持及び保全の状況を適格に調査しなければならない。

(その他の職員)

第11条 臨時的に任用された職員については、予算の範囲内でこの規程を準用することができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成4年5月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

2 次に掲げる要項は廃止する。

特別養護老人ホーム白鳥ハイツ被服貸与要項

室蘭市総合福祉センター被服貸与要項

3 この規程の施行の際、現に廃止前の被服貸与要項の規定に基づき貸与されている被服は、この規程の規定に基づき貸与されたものとみなす。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

品名	職 種																			備 考	
	事務員(男)	事務員(女)	生活相談員(男)	生活相談員(女)	介護支援専門員(男)	介護支援専門員(女)	管理栄養士・栄養士	看護職員	介護職員	支援員	介助員(清掃・洗濯)	介助員	運転手	警備員	訓練指導員	保育士	保育所調理員	用務員	貸与年数(年)		
靴	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
事務服		1		1		1														2	採用時2枚、以降3年目から表による
作業衣	1		1		1							1	1							3	採用時上衣1枚、ズボン2枚
看護白衣								1												1	採用時3枚、以降3年目から表による
Tシャツ			1	1					1	1										介:1 相:2	介護:採用時2枚、以降3年目から表による Tシャツは入浴業務を行う場合のみ支給する
短パン			1	1					1	1										2	短パンは入浴業務を行う場合のみ支給する
ポロシャツ									1	1	1									1	採用時3枚、以降3年目から表による
調理衣																	2			1	
調理前掛							1										1			1	栄養士に関しては、調理業務を行う場合にのみ支給する
三角巾(帽子)																	1			1	
白衣							1								1					1	採用時2枚、以降3年目から表による
ジャージズボン									1	1	1									1	採用時3枚、以降3年目から表による
警備服														1						3	採用時上衣・ズボン各2枚、以降4年目から表による
保育士服																1				1	保育士服は、Tシャツ又はエプロンとする
トレーニングウェア(下)																1		1	1		
ウインドブレーカー																		1	3		

※この表は正職員・臨時職員に適用し、パート職員については勤務状況により変更する

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。